

令和7年度 第2回富山県私立学校審議会

日 時：令和8年3月17日（火）

15：00～16：30

場 所：富山県民会館 704号室

次 第

1 諮問事項

(1) 北陸自動車学校の設置者の変更の認可について

2 報告事項

(1) 全国私立学校審議会連合会第80回総会について

3 その他

【配付資料】

資料 No. 1 私立各種学校の設置者の変更の認可について(諮問)

資料 No. 2 北陸自動車学校の設置者の変更の認可について

資料 No. 3 全国私立学校審議会連合会第80回総会参加報告

参考資料 No. 1 富山県私立学校審議会規程、運営内規

参考資料 No. 2 私立学校法(抜粋)、学校教育法(抜粋)

参考資料 No. 3 子ども・子育て支援新制度への移行状況について

参考資料 No. 4 県内の認定こども園の設置状況

参考資料 No. 5 第3期富山県教育大綱（第4期富山県教育振興基本計画）案【概要】

令和7年度 第2回富山県私立学校審議会 座席表

日時：令和8年3月17日(火)

15:00～16:30

場所：富山県民会館 704号室

黒崎 紫抄代 会 長

議 長

荒井 公浩
委員

唐嶋田鶴子
委員

笹原 正徳
委員

里見 治美
委員

澤田 孝之
委員

中崎 健志
委員

西館 有沙
委員

畠山 遵
委員

森田 喜邦
委員

入
口

水
上
課
長

田
中
部
長

矢
野
次
長

牧
田
主
幹

事 務 局

報道関係席・一般傍聴席

富山県私立学校審議会委員

令和8年3月17日現在

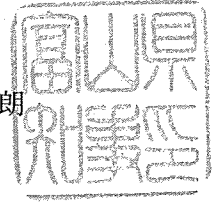
| | 氏名 | 現職 | 備考 |
|------|----------|--|----|
| 会長 | 1 荒井 公浩 | 富山経済同友会教育を考える委員会副委員長 (学) 荒井学園理事長 富山県私学振興会副理事長 | |
| | 2 唐嶋 田鶴子 | (学) 福野青葉幼稚園理事長・園長 富山県私立幼稚園・認定こども園協会理事 | |
| | 3 黒崎 紫抄代 | 富山県人事委員会委員長 前(学) 富山国際学園常務理事・事務局長 | |
| | 4 笹原 正徳 | (学) 和楽学園学園本部長 富山県専修学校各種学校連合会理事 | |
| | 5 里見 治美 | (学) 富山音楽院理事長 県専修学校各種学校連合会監事 | |
| | 6 澤田 孝之 | (学) 富山第一高等学校 富山第一高等学校校長 | |
| | 7 島田 好美 | 富山経済同友会教育を考える委員会委員 (株) 島田商店会長 | |
| | 8 須田 英克 | (学) 神通学館理事長 富山県私立中学高等学校協会会長 富山県私学振興会理事 | |
| | 9 中崎 健志 | 富山県教育委員会教育次長・教育みらい室長 | |
| | 10 西館 有沙 | 富山大学教育学部共同教員養成課程准教授 | |
| | 11 畠山 遵 | (学) 華聴学園理事長 認定こども園こぼと幼稚園園長 富山県私立幼稚園・認定こども園協会会長 | |
| 会長代理 | 12 森田 喜邦 | 富山県立大学参与 元富山県総合教育センター所長 | |

以上12名

学 振 第 5 2 9 号
令和 8 年 3 月 17 日

富山県私立学校審議会
会長 黒崎 紫抄代 殿

富山県知事 新田 八朗



私立各種学校の設置者の変更の認可について（諮問）

このことについて、下記のとおり認可申請があったので、私立学校法第 152 条第 2 項において準用する同法第 7 条第 1 項の規定により、認可の可否について意見を求めます。

記

| 事 項 | 申 請 者 | 認可の根拠規定 |
|-----------------------|----------------------------|---------------------------------------|
| 北陸自動車学校の設置者の変更の認可について | 富山県高岡市中保 7 5 番地 北陸自動車学校 | 学校教育法第 134 条第 2 項において準用する同法第 4 条第 1 項 |

北陸自動車学校の設置者の変更認可について

| 1 学校の目的 | 教育基本法及び学校教育法に従って、自動車に関する基礎知識並びに運転操縦を教育して、交通道德及び交通安全に貢献する有為な自動車運転者を育成する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|------|--|--------|------|----|--------|-------|-----|--------|-------|------|----------|-------|-----|--------|-------|-----|--------|-------|-----|
| 2 学校の名称 | 北陸自動車学校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 位置 | 富山市高岡市中保75番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 変更の時期及び理由 | (時期) 富山県知事認可の日から (理由) 旧設置者の辞任表明のため | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 設置者名 | (新) 竹下 正信 (旧) 竹下 清和 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※設置者が個人の場合教育に関する識見を有し、かつ、各種学校を運営するにふさわしい者 (各種学校規程第14条第2項) | 新設置者は、令和5年11月より北陸自動車学校の運営に携わっており、各種学校の設置者たる要件を十分に満たすと判断できる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 校長名 | 浦 巖 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 経費及び維持の方法 | 入学金、授業料、高齢者講習、その他の収入をもって維持経営する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 学科別修業年限及び生徒定員 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>課程・学科名</th> <th>教習期間</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中型自動車科</td> <td>9ヶ月以内</td> <td>15名</td> </tr> <tr> <td>普通自動車科</td> <td>9ヶ月以内</td> <td>100名</td> </tr> <tr> <td>大型特殊自動車科</td> <td>3ヶ月以内</td> <td>15名</td> </tr> <tr> <td>大型二輪車科</td> <td>9ヶ月以内</td> <td>15名</td> </tr> <tr> <td>普通二輪車科</td> <td>9ヶ月以内</td> <td>15名</td> </tr> </tbody> </table> | | | 課程・学科名 | 教習期間 | 定員 | 中型自動車科 | 9ヶ月以内 | 15名 | 普通自動車科 | 9ヶ月以内 | 100名 | 大型特殊自動車科 | 3ヶ月以内 | 15名 | 大型二輪車科 | 9ヶ月以内 | 15名 | 普通二輪車科 | 9ヶ月以内 | 15名 |
| 課程・学科名 | 教習期間 | 定員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中型自動車科 | 9ヶ月以内 | 15名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 普通自動車科 | 9ヶ月以内 | 100名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大型特殊自動車科 | 3ヶ月以内 | 15名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大型二輪車科 | 9ヶ月以内 | 15名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 普通二輪車科 | 9ヶ月以内 | 15名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 備考 | 1 設置認可年月日 昭和39年2月28日指令総第121号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

全国私立学校審議会連合会第80回総会 参加報告

- 1 日時 令和7年10月16日(木)～17日(金)
- 2 会場 ホテルアソシア静岡(静岡県静岡市葵区黒金町56番地)
- 3 出席者 富山県私立学校審議会 会長 黒崎 紫抄代
学術振興課 主幹 牧田 洋一郎

4 日程及び内容

10月16日(木)

○総会 13:00～14:00

1. 開会の辞
2. 会長あいさつ 全国私立学校審議会連合会会長 近藤 彰郎 氏
3. 静岡県私立学校審議会会長あいさつ 高田 学 氏
4. 私立学校審議会委員功労者表彰 21名(代表:静岡県 千葉 一道 氏)
5. 来賓祝辞 文部科学大臣(祝電)、静岡県副知事 塚本 秀綱 氏、
静岡県議会議長 竹内 良訓 氏、
日本私立学校振興・共済事業団理事長(串田理事代読)

6. 報告・協議

会長が議長を務め、次に示す議案が報告・協議され、全て原案どおり承認された。

なお、議案(7)については、選考委員が別室で協議の後、総会で審議され、引き続き会長に近藤 彰郎 氏、監事に八文字 典昭氏、仲田 晃弘 氏が選出された。

- (1) 令和6年度事業報告について
- (2) 令和6年度決算報告及び監査報告について
- (3) 令和7年度役員について
- (4) 令和7年度事業計画について
- (5) 令和7年度収支予算について
- (6) 令和8年度都道府県分担金について
- (7) 令和8・9年度会長及び監事の選出について
- (8) 専門部会の協議題について
- (9) その他

○専門部会 15:00～17:20

第1専門部会(専修学校・各種学校関係)

- ① 専修学校における留学生受入数に係る基準の在り方について
- ② 私立学校法第133条に基づく措置命令の手続きについて

第2専門部会(幼稚園・特別支援学校関係)

- ① 幼稚園で実施する付随事業等について(児童発達支援、放課後児童健全育成(学童保育)、こども誰でも通園制度)
- ② 幼稚園設置基準の見直しに伴う対応について
- ③ 医療的ケア看護職員配置事業の予算措置等について

第3専門部会（小学校・中学校・高等学校関係）

- ① 私立学校の新設及び収容定員増への対応について
- ② 収容定員に係る学則変更について
- ③ 通信制高等学校の過去5年の開校状況と新設に係る対応方針について
- ④ 通信制高等学校の新設に係る、収容人数の設定の妥当性について

各専門部会共通

提案議題なし

10月17日（金）

○講演会 10:00～11:00

【演題】「富士山と世界遺産—国際社会が富士山に寄せる思い」

【講師】富士山世界遺産センター 館長 稲葉 信子（いなば のぶこ）氏

○総会 11:10～12:00

1. 報告・協議

会長が議長を務め、次に示す議案が報告・協議され、全て原案どおり承認された。

- (1) 専門部会の協議結果について
第1専門部会、第2専門部会、第3専門部会の部会長より協議結果を報告。
- (2) 総会のまとめについて
専門部会の協議結果報告を含めて運営理事会で文書にまとめ、後日総会まとめとして各県に配布。
- (3) 次期総会について
第81回総会は徳島県で開催する。
- (4) その他

2. 次期総会開催県挨拶

3. 閉会の辞

富山県私立学校審議会規程

第1条 この規程は、私立学校法（昭和24年法律第270号）（以下「法」という。）第17条の規定により、富山県私立学校審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 会長の互選は、無記名投票で行い、最多数を得た者をもって当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 委員中に異議がないときは、第1項の規定による互選は、指名推薦の方法を用いることができる。

第3条 会長の任期は、2年とする。

2 会長が欠けるにいたったときは、前条の互選は次の会議において行う。

第4条 会長に事故ある時、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ審議会の議を経て指定した委員（以下「会長代理」という。）がその職務を代理する。

第5条 委員又は会長を辞職しようとするときは、会長（会長にあつては会長代理）を経て辞職願を知事に提出しなければならない。

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 前項の招集は、招集の日時・場所及び議題を記載した委員に対する告知により行う。

第7条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

第8条 審議会に出席することができない委員は、開会時刻までにその旨を会長に届け出なければならない。

第9条 会長は、会議の議長となる。

2 審議会が成立しない場合若しくは故障により会議を開くことができない場合において緊急の必要があると認めるとき又は予め審議会の指定を受けたときは、会長は、審議会の権限に属する事項を専決処分することができる。

3 前項の処分をしたときは、次の審議会に報告し、承認を得なければならない。

第10条 議事は議決に加わることができない委員を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

第11条 採決は、起立の方法による。ただし、議長は必要と認めるときは、起立の方法を用いなくて、記名又は無記名の投票によることができる。

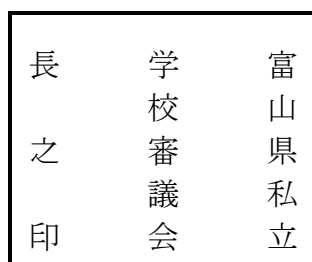
2 議長は、委員中に異議がないときは、前項の規定によらないで採決することができる。

第12条 審議会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、会長が審議会の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

- (1) 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第7条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して審議する場合
- (2) 公開することにより、審議会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

第13条 議長は、会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

第14条 会長の印を、次のように定める。



第15条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会在定めた日（昭和25年4月13日）から施行する。

附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会在定めた日（昭和63年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会在定めた日（平成14年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会在定めた日（平成27年1月20日）から施行する。

富山県私立学校審議会運営内規

(目的)

第1条 この内規は、富山県私立学校審議会規程（以下「規程」という。）第15条に基づき、災害、感染症の流行その他やむを得ない事情（以下「緊急事態」という。）における富山県私立学校審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(出退席の取扱い)

第2条 緊急事態の発生により会場に参集することが困難であると会長が認めるときは、会長を含む委員は、Web会議システム（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して審議会に出席することができる。

2 前項による出席は、規程第7条、第10条及び第13条に規定する出席に含めるものとする。

3 前2項の規定により出席した場合において、映像のみならず音声を送受信できなくなり、復旧の見通しがつかないときは、当該委員は、その時から退席したものとみなす。

(確保すべき環境)

第3条 Web会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

(書面審議)

第4条 緊急事態の発生により第2条第1項の規定による出席を含め対面による審議会の開催が困難であり、かつ、富山県知事からの諮問に対する答申を行うべき期日までに開催することが困難であると会長が認めるときは、書面で委員の意見を聴取できるとともに、規程第10条に規定する審議会の議決に代えることができる。

(雑則)

第5条 この内規に定めるもののほか、緊急事態時における審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この内規は令和4年7月21日から施行する。

○私立学校法（抜粋）

（昭和二十四年十二月十五日法律第二百七十号）
最終改正：令和五年六月十六日法律第六十三号

（私立学校審議会等への諮問）

第七条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

2（略）

（私立専修学校等）

第一百五十二条 第五条、第六条及び第七条第一項の規定は、私立専修学校について準用する。この場合において、同項中「第四条第一項」とあるのは「第百三十条第一項」と、「又は」とあるのは「又は同法第百三十三条第一項において準用する」と読み替えるものとする。

2 第五条、第六条及び第七条第一項の規定は、私立各種学校について準用する。この場合において、同項中「第四条第一項」とあるのは「第百三十四条第二項において準用する同法第四条第一項前段」と、「又は」とあるのは「又は同法第百三十四条第二項において準用する」と読み替えるものとする。

（第三項～十一項略）

○ 学校教育法（抜粋）

（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）
最終改正：令和七年六月十八日法律第六十八号

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

二 市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次条、第十三条第二項、第十四条、第百三十条第一項及び第百三十一条において同じ。）の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会

三 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

（第二項～五項略）

第百三十四条 第一条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第百二十四条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、各種学校とする。

② 第四条第一項前段、第五条から第七条まで、第九条から第十一条まで、第十三条第一項、第十四条及び第四十二条から第四十四条までの規定は、各種学校に準用する。この場合において、第四条第一項前段中「次の各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「当該各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第十三条第一項中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する各種学校については都道府県の教育委員会、私立の各種学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

③ 前項のほか、各種学校に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

子ども・子育て支援新制度への移行状況について

1. 私立幼稚園等の新制度移行の推移

| | | | R④移行 | | R⑤移行 | | R⑥移行 | | R⑦移行 | | R⑧移行 | | R⑧末 | |
|-------|--------------|-------|--------------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|------|
| | | | 幼から | () | 幼から | () | 幼から | () | 幼から | () | (予定) | 幼から | (見込) | 幼から |
| 新制度移行 | 認定こども園 | 幼保連携型 | 5 | (1) | 6 | 0 | 6 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 127 | (33) |
| | | 幼稚園型 | 0 | (0) | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 8 | (8) |
| | | 保育所型 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 9 | — |
| | 幼稚園のまま | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | (5) |
| | 保育所 | | 保育所は全て新制度へ移行 | | | | | | | | | | 36 | — |
| | 私立幼稚園(私学助成等) | | | 3 | | 3 | | 3 | | 3 | | 3 | | 3 |

幼保連携(市町村別)

| | | |
|-----|----|------|
| 富山 | 66 | (15) |
| 高岡 | 21 | (7) |
| 魚津 | 6 | (0) |
| 氷見 | 2 | (1) |
| 滑川 | 4 | (4) |
| 黒部 | 2 | (1) |
| 砺波 | 6 | (1) |
| 小矢部 | 3 | (0) |
| 南砺 | 3 | (2) |
| 射水 | 9 | (1) |
| 舟橋 | 1 | (0) |
| 立山 | 2 | (1) |
| 上市 | 2 | (0) |
| 入善 | 0 | — |
| 朝日 | 0 | — |

※新制度移行園数には保育所からの移行分を含み、()は幼稚園からの移行分(内数)

※新制度移行後に他類型に移行した園もある

2. 私立幼稚園等の類型

| | 新制度 | | | 従前どおり |
|----------------|--------------------------------|-------------------|--------------|------------------------|
| | 認定こども園 | | 幼稚園の まま移行 | 幼稚園 |
| | 幼保連携型 | 幼稚園型 | | |
| 法的性格 | 学校 かつ 児童福祉施設 | 学校 (幼稚園+保育所機能) | 学校 | 学校 |
| 設置主体 | 学校法人 社会福祉法人 | 学校法人 | 学校法人 | 学校法人 |
| 認可・認定 | 都道府県 ※1 中核市 | 都道府県 ※2 中核市 | 都道府県 | 都道府県 |
| 財政措置 | 施設型給付(市町村)が基本 私学助成(特別補助の一部) | | | 施設等利用給付 私学助成(一般・特別) |
| 利用者負担 (保育料) | 0円 | | | 0円 |

※1 幼稚園からの移行には、幼稚園の廃止認可と幼保連携型認定こども園の設置認可が必要

※2 幼稚園からの移行には、認定こども園としての機能を有することの認定が必要

県内の認定こども園の設置状況 (令和7年4月時点)

参考資料No.4

H18.10制度開始 H19 1か所 → H26 16か所 → H27 34か所 →H28 68か所 →H29 88か所 →H30 103か所 →H31 116か所 →R2 134か所 →R3 140か所 →R4 146か所 →R5 153か所 →R6 156か所→R7 158か所

| 項番 | 認定こども園の名称 | 設置主体 | 類型 | 所在地 | 公私別 | 開設時期 | 備考 |
|----|--------------------------|--------|-------|-----|-----|-------------------------------|---|
| 1 | 富山市立新保なかよし認定こども園 | 富山市 | 幼保連携型 | 富山市 | 公立 | H24.4.1 R4.4.1 | (幼稚園から幼稚園型) 幼稚園型から移行 |
| 2 | 幼保連携型認定こども園ひらきこども園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | R5.10.1 | 新設 |
| 3 | 富山市立大久保認定こども園 | 富山市 | 幼保連携型 | 富山市 | 公立 | R5.4.1 | 保育所・幼稚園から移行 |
| 4 | 幼保連携型認定こども園さみどり認定こども園 | 学校法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H24.6.1 | 幼稚園から移行 |
| 5 | 幼保連携型認定こども園藤ノ木こども園 | 学校法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H20.4.1 H22.4.1 | (幼稚園から幼稚園型) 幼稚園型から移行 |
| 6 | 幼保連携型認定こども園青い鳥保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H27.4.1 | 保育所から移行 |
| 7 | クレヨン(旧大沢野ちゅうおうこども園) | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H27.4.1 | 保育所から移行 |
| 8 | 幼保連携型認定こども園桜谷保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H27.4.1 | 保育所から移行 |
| 9 | 幼保連携型認定こども園城南もなみ学園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H22.4.1 H24.4.1 H27.4.1 | (認可外から地方裁量型) (地方裁量型から保育所型) 保育所型から移行 |
| 10 | 幼保連携型認定こども園しんでん保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H27.4.1 | 保育所から移行 |
| 11 | 神明こども園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H27.4.1 | 保育所から移行 |
| 12 | 幼保連携型認定こども園杉原こども園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H27.4.1 | 保育所から移行 |
| 13 | 幼保連携型認定こども園のぞみ保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H27.4.1 | 保育所から移行 |
| 14 | 幼保連携型認定こども園はりはら保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H27.4.1 | 保育所から移行 |
| 15 | 幼保連携型認定こども園堀川南保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H27.4.1 | 保育所から移行 |
| 16 | 幼保連携型認定こども園まつわか保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H27.4.1 | 保育所から移行 |
| 17 | やまむろこども園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H27.4.1 | 保育所から移行 |
| 18 | 幼保連携型認定こども園わかば保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H27.4.1 | 保育所から移行 |
| 19 | 幼保連携型認定こども園奥田保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H28.4.1 | 保育所から移行 |
| 20 | 幼保連携認定こども園常盤台保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H28.4.1 | 保育所から移行 |
| 21 | 認定こども園いちい保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H28.4.1 | 保育所から移行 |
| 22 | 幼保連携型認定こども園わかかさ保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H28.4.1 | 保育所から移行 |
| 23 | 幼保連携型認定こども園愛和こども園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H28.4.1 | 保育所から移行 |
| 24 | 認定こども園めぐみこども園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H28.4.1 | 保育所から移行 |
| 25 | 幼保連携型認定こども園四方こども園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H28.4.1 | 保育所から移行 |
| 26 | 認定こども園ひろたこども園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H28.4.1 | 保育所から移行 |
| 27 | 認定こども園おおひろたこども園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H28.4.1 | 保育所から移行 |
| 28 | 幼保連携型認定こども園新庄さくら保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H28.4.1 | 保育所から移行 |
| 29 | 幼保連携型認定こども園ガンバ村保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H28.4.1 | 保育所から移行 |
| 30 | 幼保連携型認定大沢野こども園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H28.4.1 | 保育所から移行 |
| 31 | 幼保連携型認定こども園鶴坂保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H28.4.1 | 保育所から移行 |
| 32 | 幼保連携型認定こども園じんぼ保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H28.4.1 | 保育所から移行 |
| 33 | 幼保連携型認定こども園さくら保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H28.4.1 | 保育所から移行 |
| 34 | 幼保連携型認定こども園アームストロング青葉幼稚園 | 学校法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H28.4.1 | 幼稚園から移行 |

県内の認定こども園の設置状況 (令和7年4月時点)

参考資料No.4

H18.10制度開始 H19 1か所 → H26 16か所 → H27 34か所 →H28 68か所 →H29 88か所 →H30 103か所 →H31 116か所 →R2 134か所 →R3 140か所 →R4 146か所 →R5 153か所 →R6 156か所→R7 158か所

| 項番 | 認定こども園の名称 | 設置主体 | 類型 | 所在地 | 公私別 | 開設時期 | 備考 |
|----|--------------------------|--------|-------|-----|-----|--------------------|-------------------------|
| 35 | 幼保連携型認定こども園藤園幼稚園 | 学校法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H28.4.1 | 幼稚園から移行 |
| 36 | 幼保連携型認定こども園藤園南幼稚園 | 学校法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H28.4.1 | 幼稚園から移行 |
| 37 | 幼保連携型認定こども園晴雲幼稚園 | 学校法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H28.4.1 | 幼稚園から移行 |
| 38 | 幼保連携型認定こども園富山聖マリア保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H29.4.1 | 保育所から移行 |
| 39 | 幼保連携型認定こども園なでしこ保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H29.4.1 | 保育所から移行 |
| 40 | 幼保連携型認定こども園かたかご保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H29.4.1 | 保育所から移行 |
| 41 | 幼保連携型認定こども園にながわ保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H29.4.1 | 保育所から移行 |
| 42 | 幼保連携型認定こども園萩浦保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H29.4.1 | 保育所から移行 |
| 43 | 幼保連携型認定こども園くまのこども園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H29.4.1 | 保育所から移行 |
| 44 | 幼保連携型認定こども園みずはしこども園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H29.4.1 | 保育所から移行 |
| 45 | 幼保連携型認定こども園ピノキオナースリースクール | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H29.4.1 | 保育所から移行 |
| 46 | 幼保連携型認定こども園婦中もなみ保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H29.4.1 | 保育所から移行 |
| 47 | 幼保連携型認定こども園みかど保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H29.4.1 | 保育所から移行 |
| 48 | 認定こども園立正幼稚園 | 学校法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H29.4.1 | 幼稚園から移行 |
| 49 | 幼保連携型認定こども園白藤幼稚園 | 学校法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H29.4.1 | 幼稚園から移行 |
| 50 | 幼保連携型認定こども園リンデ幼稚園 | 学校法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H29.4.1 | 幼稚園から移行 |
| 51 | 幼保連携型認定こども園東山保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H29.5.1 | 保育所から移行 |
| 52 | 幼保連携型認定こども園富山幼稚園 | 学校法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H29.11.1 | 幼稚園から移行 |
| 53 | 幼保連携型認定こども園光陽もなみ保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H30.4.1 | 保育所から移行 |
| 54 | 幼保連携型認定こども園ひかり保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H30.4.1 | 保育所から移行 |
| 55 | 幼保連携型認定こども園新庄幼稚園 | 学校法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H30.4.1 | 幼稚園から移行 |
| 56 | 認定こども園徳風幼稚園 | 学校法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H30.4.1 | 幼稚園から移行 |
| 57 | 石金こども園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H31.4.1 | 保育所から移行 |
| 58 | 幼保連携型認定こども園おおしょう保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H27.4.1 H31.4.1 | (保育所から保育所型) 保育所型から移行 |
| 59 | 幼保連携型認定こども園上滝保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | H27.4.1 H31.4.1 | (保育所から保育所型) 保育所型から移行 |
| 60 | 幼保連携型認定こども園まどか幼稚園 | 学校法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | R1.9.1 | 幼稚園から移行 |
| 61 | 認定こども園文化幼稚園 | 学校法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | R2.4.1 | 幼稚園から移行 |
| 62 | 幼保連携型認定こども園めぐみ幼稚園 | 学校法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | R2.4.1 | 幼稚園から移行 |
| 63 | 本郷町保育園 | 学校法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | R2.9.1 | 新設 |
| 64 | 下堀こども園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | R2.11.1 | 新設 |
| 65 | 幼保連携型認定こども園 西田地方保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | R3.4.1 | 保育所から移行 |
| 66 | かみいいの認定こども園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | R4.4.1 | 新設 |
| 67 | 幼保連携型認定こども園 とよた保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | R5.4.1 | 保育所から移行 |
| 68 | 堀川保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 富山市 | 私立 | R7.4.1 | 保育所から移行 |

県内の認定こども園の設置状況 (令和7年4月時点)

参考資料No.4

H18.10制度開始 H19 1か所 → H26 16か所 → H27 34か所 →H28 68か所 →H29 88か所 →H30 103か所 →H31 116か所 →R2 134か所 →R3 140か所 →R4 146か所 →R5 153か所 →R6 156か所→R7 158か所

| 項番 | 認定こども園の名称 | 設置主体 | 類型 | 所在地 | 公私別 | 開設時期 | 備考 |
|-----|---------------------------|-----------|-------|-----|-----|--------------------|-------------------------|
| 69 | 富山認定こども園 | 公益財団法人 | 保育所型 | 富山市 | 私立 | H30.4.1 | 保育所から移行 |
| 70 | 紅葉ガ丘認定こども園 | 学校法人 | 幼稚園型 | 富山市 | 私立 | H30.4.1 | 幼稚園から移行 |
| 71 | 堀川幼稚園 | 学校法人 | 幼稚園型 | 富山市 | 私立 | H31.4.1 | 幼稚園から移行 |
| 72 | 富山短期大学付属みどり野幼稚園 | 学校法人 | 幼稚園型 | 富山市 | 私立 | H31.4.1 | 幼稚園から移行 |
| 73 | 紫幼稚園 | 学校法人 | 幼稚園型 | 富山市 | 私立 | R1.10.1 | 幼稚園から移行 |
| 74 | 若葉幼稚園 | 学校法人 | 幼稚園型 | 富山市 | 私立 | R7.4.1 | 幼稚園から移行 |
| 75 | どんぐり山共同保育園 | 特定非営利活動法人 | 地方裁量型 | 富山市 | 私立 | H30.4.1 | 認可外から移行 |
| 76 | 高岡市福岡あおぞらこども園 | 高岡市 | 幼保連携型 | 高岡市 | 公立 | H28.4.1 | 幼稚園・保育所から移行 |
| 77 | 幼保連携型認定こども園福岡幼稚園 | 学校法人 | 幼保連携型 | 高岡市 | 私立 | H22.4.1 | 幼稚園から移行 |
| 78 | 幼保連携型認定こども園かたかご幼稚園かたかご保育園 | 学校法人 | 幼保連携型 | 高岡市 | 私立 | H20.4.1 H22.4.1 | (幼稚園から幼稚園型) 幼稚園型から移行 |
| 79 | 認定こども園こぼと幼稚園 | 学校法人 | 幼保連携型 | 高岡市 | 私立 | H24.9.1 | 幼稚園から移行 |
| 80 | 幼保連携型認定こども園坂ノ下保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 高岡市 | 私立 | H27.4.1 | 保育所から移行 |
| 81 | 幼保連携型認定こども園ふたばこども園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 高岡市 | 私立 | H28.4.1 | 保育所から移行 |
| 82 | 幼保連携型認定こども園中田保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 高岡市 | 私立 | H29.4.1 | 保育所から移行 |
| 83 | 認定こども園みつば保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 高岡市 | 私立 | H29.4.1 | 保育所から移行 |
| 84 | 認定こども園いずみ幼稚園 | 学校法人 | 幼保連携型 | 高岡市 | 私立 | H29.4.1 | 幼稚園から移行 |
| 85 | 認定こども園国吉ちくば保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 高岡市 | 私立 | H30.4.1 | 保育所から移行 |
| 86 | 認定こども園般若野保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 高岡市 | 私立 | H30.4.1 | 保育所から移行 |
| 87 | 幼保連携型認定こども園高岡保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 高岡市 | 私立 | H31.4.1 | 保育所から移行 |
| 88 | 幼保連携型認定こども園若葉保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 高岡市 | 私立 | H31.4.1 | 保育所から移行 |
| 89 | 認定こども園上関保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 高岡市 | 私立 | H31.4.1 | 保育所から移行 |
| 90 | 能町保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 高岡市 | 私立 | H31.4.1 | 保育所から移行 |
| 91 | 高岡第一学園認定こども園第二幼稚園 | 学校法人 | 幼保連携型 | 高岡市 | 私立 | H31.4.1 | 幼稚園から移行 |
| 92 | 幼保連携型認定こども園和田保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 高岡市 | 私立 | R2.4.1 | 保育所から移行 |
| 93 | 認定こども園 野村保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 高岡市 | 私立 | R2.4.1 | 保育所から移行 |
| 94 | 認定こども園 定塚保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 高岡市 | 私立 | R2.4.1 | 保育所から移行 |
| 95 | 認定こども園ひかり幼稚園 | 学校法人 | 幼保連携型 | 高岡市 | 私立 | R3.4.1 | 幼稚園から移行 |
| 96 | 高岡第一学園認定こども園福岡ひばり園 | 学校法人 | 幼保連携型 | 高岡市 | 私立 | R4.4.1 | 保育所・幼稚園から移行 |
| 97 | 幼保連携型認定こども園といでこども園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 高岡市 | 私立 | R6.4.1 | 新設 |
| 98 | 幼保連携型認定こども園吉島保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 魚津市 | 私立 | H28.4.1 | 保育所から移行 |
| 99 | 幼保連携型認定こども園ほんごうこども園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 魚津市 | 私立 | H28.4.1 | 保育所から移行 |
| 100 | 幼保連携型認定こども園天神保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 魚津市 | 私立 | H28.4.1 | 保育所から移行 |
| 101 | かつみ認定こども園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 魚津市 | 私立 | H28.4.1 | 保育所から移行 |
| 102 | 魚津こども園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 魚津市 | 私立 | R2.4.1 | 保育所から移行 |

県内の認定こども園の設置状況 (令和7年4月時点)

参考資料No.4

H18.10制度開始 H19 1か所 → H26 16か所 → H27 34か所 →H28 68か所 →H29 88か所 →H30 103か所 →H31 116か所 →R2 134か所 →R3 140か所 →R4 146か所 →R5 153か所 →R6 156か所→R7 158か所

| 項番 | 認定こども園の名称 | 設置主体 | 類型 | 所在地 | 公私別 | 開設時期 | 備考 |
|-----|---------------------|-----------|-------|------|-----|--------------------|---------------------------|
| 103 | 魚津にじいろこども園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 魚津市 | 私立 | R2.4.1 | 保育所から移行 |
| 104 | 保育所型認定こども園川原保育園 | 宗教法人 | 保育所型 | 魚津市 | 私立 | H28.4.1 | 保育所から移行 |
| 105 | 魚津第二こども園 | 社会福祉法人 | 保育所型 | 魚津市 | 私立 | R2.4.1 | 保育所から移行 |
| 106 | しんまちこども園 | 氷見市 | 幼保連携型 | 氷見市 | 公立 | 'R5.8.21 | 保育所から移行 |
| 107 | 認定こども園ひみ中央こども舎 | 学校法人 | 幼保連携型 | 氷見市 | 私立 | H26.4.1 | 幼稚園・保育所から移行 |
| 108 | あさひの丘こども園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 氷見市 | 私立 | H29.4.1 | 保育所から移行 |
| 109 | マヤ保育園 | 社会福祉法人 | 保育所型 | 氷見市 | 私立 | H28.4.1 | 保育所から移行 |
| 110 | 認定こども園氷見ひかり保育園 | 社会福祉法人 | 保育所型 | 氷見市 | 私立 | H30.4.1 | 保育所から移行 |
| 111 | 認定こども園 みどり保育園 | 社会福祉法人 | 保育所型 | 氷見市 | 私立 | R2.4.1 | 保育所から移行 |
| 112 | 認定こども園 上庄保育園 | 社会福祉法人 | 保育所型 | 氷見市 | 私立 | R2.4.1 | 保育所から移行 |
| 113 | マイトリー(アソカ幼稚園) | 学校法人 | 幼稚園型 | 氷見市 | 私立 | H19.4.1 H27.4.1 | (幼稚園から幼保連携型) 幼保連携型から移行 |
| 114 | 同朋認定こども園 | 学校法人 | 幼保連携型 | 滑川市 | 私立 | H23.4.1 | 幼稚園から移行 |
| 115 | 西加積認定こども園 | 学校法人 | 幼保連携型 | 滑川市 | 私立 | H24.4.1 | 幼稚園から移行 |
| 116 | 早月加積認定こども園 | 学校法人 | 幼保連携型 | 滑川市 | 私立 | H28.4.1 | 幼稚園から移行 |
| 117 | 幼保連携型きたかづみ認定こども園 | 学校法人 | 幼保連携型 | 滑川市 | 私立 | H30.4.1 | 幼稚園から移行 |
| 118 | 認定こども園たかつき保育園 | 社会福祉法人 | 保育所型 | 滑川市 | 私立 | H27.4.1 | 保育所から移行 |
| 119 | 認定こども園上小泉保育園 | 社会福祉法人 | 保育所型 | 滑川市 | 私立 | H30.4.1 | 保育所から移行 |
| 120 | 生地こども園 | 黒部市 | 幼保連携型 | 黒部市 | 公立 | R4.4.1 | 保育所・幼稚園から移行 |
| 121 | おおふせ認定こども園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 黒部市 | 私立 | R4.4.1 | 保育所から移行 |
| 122 | 石田こども園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 黒部市 | 私立 | R4.4.1 | 保育所・幼稚園から移行 |
| 123 | ちびっこきらら保育園 | 特定非営利活動法人 | 地方裁量型 | 黒部市 | 私立 | R5.4.1 | 保育機能施設から移行 |
| 124 | 出町認定こども園 | 砺波市 | 幼保連携型 | 砺波市 | 公立 | H29.4.1 | 幼稚園・保育所から移行 |
| 125 | 南部認定こども園 | 砺波市 | 幼保連携型 | 砺波市 | 公立 | H29.4.1 | 幼稚園から移行 |
| 126 | 北部認定こども園 | 砺波市 | 幼保連携型 | 砺波市 | 公立 | H31.4.1 | 幼稚園・保育所から移行 |
| 127 | 太田認定こども園 | 砺波市 | 幼保連携型 | 砺波市 | 公立 | H31.4.1 | 幼稚園・保育所から移行 |
| 128 | ちゅうりっぷ認定こども園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 砺波市 | 私立 | R2.4.1 | 保育所から移行 |
| 129 | あぶらでん認定こども園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 砺波市 | 私立 | R2.4.1 | 保育所から移行 |
| 130 | 認定こども園出町青葉幼稚園 | 学校法人 | 幼保連携型 | 砺波市 | 私立 | H27.4.1 R3.4.1 | 幼稚園から移行 幼稚園型から移行 |
| 131 | 幼保連携型認定こども園庄東認定こども園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 砺波市 | 私立 | R3.4.1 | 保育所から移行 |
| 132 | たかのす認定こども園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 砺波市 | 私立 | R4.4.1 | 保育所から移行 |
| 133 | しょうがわ認定こども園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 砺波市 | 私立 | R5.4.1 | 保育所から移行 |
| 134 | 石動きりこども園 | 小矢部市 | 幼保連携型 | 小矢部市 | 公立 | H28.4.1 | 保育所から移行 |
| 135 | 石動青葉保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 小矢部市 | 私立 | H28.4.1 | 保育所から移行 |
| 136 | 石動西部こども園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 小矢部市 | 私立 | H28.4.1 | 保育所から移行 |

県内の認定こども園の設置状況 (令和7年4月時点)

参考資料No.4

H18.10制度開始 H19 1か所 → H26 16か所 → H27 34か所 →H28 68か所 →H29 88か所 →H30 103か所 →H31 116か所 →R2 134か所 →R3 140か所 →R4 146か所 →R5 153か所 →R6 156か所→R7 158か所

| 項番 | 認定こども園の名称 | 設置主体 | 類型 | 所在地 | 公私別 | 開設時期 | 備考 |
|-----|---------------------|--------|-------|------|-----|--------------------|-------------------------|
| 137 | 津沢こども園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 小矢部市 | 私立 | H28.4.1 | 保育所から移行 |
| 138 | 大谷こども園 | 小矢部市 | 幼保連携型 | 小矢部市 | 公立 | R2.4.1 | 新設(4保育所廃止) |
| 139 | 蟹谷こども園 | 小矢部市 | 幼保連携型 | 小矢部市 | 公立 | R2.4.1 | 新設(3保育所廃止) |
| 140 | 幼保連携型認定こども園福野青葉幼稚園 | 学校法人 | 幼保連携型 | 南砺市 | 私立 | H25.9.1 H27.4.1 | (幼稚園から幼稚園型) 幼稚園型から移行 |
| 141 | 幼保連携型認定こども園福光青葉幼稚園 | 学校法人 | 幼保連携型 | 南砺市 | 私立 | H24.4.1 H27.4.1 | (幼稚園から幼稚園型) 幼稚園型から移行 |
| 142 | 南砺市立認定こども園井波にじいろ保育園 | 南砺市 | 保育所型 | 南砺市 | 公立 | H25.4.1 | 保育所から移行 |
| 143 | 認定こども園太閤山あおい園 | 学校法人 | 幼保連携型 | 射水市 | 私立 | H25.4.1 | 幼稚園・保育所から移行 |
| 144 | 幼保連携型認定こども園海老江こども園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 射水市 | 私立 | H29.4.1 | 保育所から移行 |
| 145 | 認定こども園小杉東部保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 射水市 | 私立 | H31.4.1 | 保育所から移行 |
| 146 | 新湊うみいろこども園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 射水市 | 私立 | R2.4.1 | 新設(2保育所廃止) |
| 147 | 幼保連携型認定こども園 黒河保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 射水市 | 私立 | R3.4.1 | 保育所から移行 |
| 148 | 認定こども園あいあい保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 射水市 | 私立 | R5.4.1 | 保育所から移行 |
| 149 | 小杉西部こども園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 射水市 | 私立 | R5.4.1 | 保育所から移行 |
| 150 | 新湊つくりみちこども園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 射水市 | 私立 | R5.4.1 | 保育所から移行 |
| 151 | あおい幼稚園 | 学校法人 | 幼稚園型 | 射水市 | 私立 | H31.4.1 | 幼稚園から移行 |
| 152 | 第三あおい幼稚園 | 学校法人 | 幼稚園型 | 射水市 | 私立 | H31.4.1 | 幼稚園から移行 |
| 153 | 大門わかば幼稚園 | 射水市 | 幼稚園型 | 射水市 | 公立 | R2.4.1 | 幼稚園から移行 |
| 154 | 幼保連携型認定こども園ふなはしこども園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 舟橋村 | 私立 | H30.4.1 | 保育所から移行 |
| 155 | 認定宮川こども園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 上市町 | 私立 | H28.4.1 | 保育所から移行 |
| 156 | 認定こども園相ノ木保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 上市町 | 私立 | H27.4.1 H29.4.1 | (保育所から保育所型) 保育所型から移行 |
| 157 | 認定こども園むつみ幼稚園 | 学校法人 | 幼保連携型 | 立山町 | 私立 | H23.4.1 | 幼稚園から移行 |
| 158 | 幼保連携型認定こども園高原保育園 | 社会福祉法人 | 幼保連携型 | 立山町 | 私立 | H28.4.1 | 保育所から移行 |

第3期富山県教育大綱(第4期富山県教育振興基本計画) 案【概要】

資料4

大綱の位置づけ

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき、本県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本的な方針
- 教育基本法第17条第2項の規定に基づき「教育の振興のため」の施策に関する基本的な計画」として、施策の方向性や具体的な取組みを示す

対象期間

○ 2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間

枠組み

○ 「基本理念」-「教育方針」-「主な施策の方向性」で構成

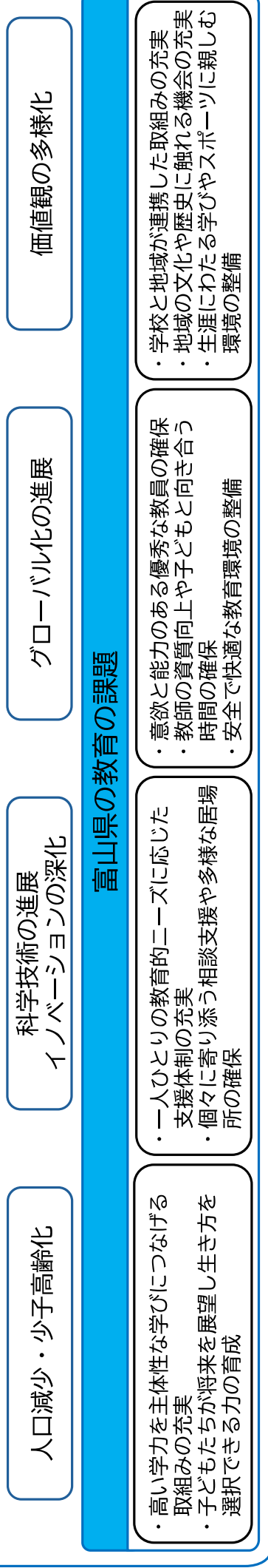
推進にあたっての視点

- 「富山・金沢こどもサミット宣言」の精神を踏まえた施策を推進

実効性の確保と弾力的な見直し

- 取組みの進捗状況を把握するための参考指標を設定
- 状況に応じて、取組みの内容を弾力的に見直す

社会を取り巻く環境の変化



県民一人ひとりが将来に夢と希望を持ち、自らの望む豊かな人生を築いていけるよう、教育を推進していくことが必要

【基本理念】

生涯にわたる学びを通して、県民一人ひとりのウェルビーイングを高める

【基本理念】

生涯にわたる学びを通して、県民一人ひとりのウェルビーイングを高める

教育方針1

一人ひとりの可能性を引き出す
質の高い教育の実現

主な施策の方向性 (1)

子どもの才能や個性を伸ばす
教育の推進

【施策項目】

- ① 確かな学力の育成
- ② グローバル社会における人材育成

主な施策の方向性 (2)

様々な体験を通じた
社会で活きる力の育成

【施策項目】

- ① キャリア形成に必要な力の育成
- ② 主体的に社会参画する能力の育成

主な施策の方向性 (3)

私立学校や高等教育機関の振興

【施策項目】

- ① 私立学校教育の振興
- ② 高等教育の振興

教育方針2

多様なニーズに対応した
きめ細かな教育と支援の展開

主な施策の方向性 (4)

誰一人取り残さない多様性と
包摂性のある教育の推進

【施策項目】

- ① 特別支援教育の充実
- ② 多様な学びの機会の確保

主な施策の方向性 (5)

学校・家庭・地域で取り組む
子どもの健やかな成長の支援

【施策項目】

- ① いじめ防止対策の徹底と人権教育
- ② 健康教育と食育の推進
- ③ 読書活動の推進
- ④ 家庭教育への支援
- ⑤ 児童生徒の安全の確保

教育方針3

子どもたちの学びを支える
教育環境を構築

主な施策の方向性 (6)

学校の特色と魅力を高め、
安全で快適に学べる学校づくり

【施策項目】

- ① 魅力ある県立学校づくりと魅力の発信
- ② 学校のICT環境の整備
- ③ 学校の施設・設備の整備の充実

主な施策の方向性 (7)

教師が意欲と能力を高め、
子どもと向き合える環境づくり

【施策項目】

- ① 学校における働き方改革の推進
- ② 教師の資質能力の向上
- ③ これからの教育を担う教員の確保

教育方針4

社会の持続的発展に向けて
学びことのできる機会の提供

主な施策の方向性 (8)

スポーツや文化芸術に親しむ
機会の充実

【施策項目】

- ① 部活動等を行う環境の整備
- ② スポーツの振興
- ③ 文化芸術の振興
- ④ 伝統文化の保存・継承

主な施策の方向性 (9)

生涯にわたる多様な学びの推進

【施策項目】

- ① 生涯学習の充実

主な施策の方向性 (10)

地域に学び地域創生に
つながる活動の推進

【施策項目】

- ① 地域とともに取り組む活動の推進
- ② ふるさと教育の推進

未来に向けて、子どもたちが自ら考え行動すること

【富山・金沢子どもサミット宣言】

- 1 夢や目標を持ち、自分のよさや可能性を生かします
- 2 多様性を受け入れ、他者を理解・尊重します
- 3 住みやすく、誰もが誇れるまちをつくります
- 4 持続可能で幸福な社会を実現します
- 5 100年後の明るい未来のためにバトンをつないでいきます

教育方針 1 一人ひとりの可能性を引き出す質の高い教育の実現

主な施策の方向性 (1) 子どもの才能や個性を伸ばす教育の推進

施策項目① 確かな学力の育成

- ◆ 施策で目指す姿
 - ・ 子どもは、就学前から高等学校までの一貫した教育の中で、基礎的な学力を確実に定着させており、探究的な学習や専門的な学びを通じて、自分で考え、自ら取り組む力を身につけています。
 - ・ 学校では、主体的・対話的で深い学びを実践し、地域や企業、大学などと連携して多様な学習の機会が提供されており、子どもたち一人ひとりの知的好奇心を満たし、学力や個性を伸ばしています。
- ◆ 施策
 - (ア) 就学前から小・中・高等学校への連続性を意識した主体的、対話的な学びや、少人数教育等を推進します。
 - (イ) 地域や企業、大学など実社会とのつながりを意識した探究的な学びや課題解決型学習 (PBL) を推進します。
 - (ウ) 子どもたちの才能を早期に見出し、その能力を最大限に伸ばさせるための体系的な取り組みを展開します。

施策項目② グローバル社会における人材育成

- ◆ 施策で目指す姿
 - ・ 子どもは、外国語によるコミュニケーション能力を高め、異文化への理解を深めることで、グローバルな視野を持ち、多様な人々と協働して国際社会で活躍する意欲を持っています。
- ◆ 施策
 - (ア) 教師の英語力向上をはじめとする英語教育の充実を図り、高校生の海外研修など国際交流を推進するとともに、グローバルに重点を置く教育環境の整備を進めます。

主な施策の方向性 (2) 様々な体験を通じた社会で生きる力の育成

施策項目① キャリア形成に必要な力の育成

- ◆ 施策で目指す姿
 - ・ 子どもは、自己の在り方や生き方を探求し、学習と自己の将来とのつながりを見通しながら、主体的に進路を選択・決定できる能力と態度に加え、生涯にわたって自らのキャリアを発展させていく力を身につけています。
 - ・ 教師は質の高いキャリア教育やライフプラン教育を実践できるよう、キャリア教育や進路指導に関する専門性を向上させています。
- ◆ 施策
 - (ア) 子どもたち一人ひとりが将来、社会的に自立するとともに、社会の変化に主体的に対応しながら自らのキャリアを発展させていけるよう、キャリア教育を推進するとともに、ライフプラン教育を充実します。
 - (イ) 体系的な研修を通じて、教師がキャリア教育や進路指導に関する最新の知見や効果的な指導法を習得する機会を提供します。

施策項目② 主体的に社会参画する能力の育成

- ◆ 施策で目指す姿
 - ・ 子どもは、主体的に社会に参画する能力と当事者意識を身につけています。
- ◆ 施策
 - (ア) 地域社会の魅力や課題等に直接触れられる場や、自らの意見を表明し、意見交換をする機会を提供します。

主な施策の方向性 (3) 私立学校や高等教育機関の振興

施策項目① 私立学校教育の振興

- ◆ 施策で目指す姿
 - ・ 子どもは、家庭の経済状況等に関わらず、希望や適性に応じて自らの進路を選択しています。
 - ・ 子どもは、私立学校が建学の精神に基づく特色と魅力ある教育を展開することにより、幅広い選択肢の中から主体的に進路を選択しています。
- ◆ 施策
 - (ア) 私立学校の特色と魅力ある教育を高めるための取り組みを支援します。
 - (イ) 私立学校の入学科や授業料への支援など、修学にかかる経済的負担の軽減を図ります。

施策項目② 高等教育の振興

- ◆ 施策で目指す姿
 - ・ 県民は、県内の大学等で質の高い専門教育を受け、地域や世界の課題解決に貢献できる高度な知識と実践力を身につけています。
 - ・ 県民は、大学等の高等教育機関が産業界や地域社会との連携を深め、富山県の発展を牽引する人材育成とイノベーション創出の拠点となっていることにより、社会の発展と未来への希望を実感しています。
- ◆ 施策
 - (ア) 県立大学の安定的な運営を支援するとともに、社会ニーズの変化に的確に対応した機能強化を促進します。
 - (イ) 県内大学等の横の連携や大学・地域間の連携を促進します。
 - (ウ) 大学や企業などが一体となったコンソーシアムを形成し、産業界が求める高度な知識と実践力を備えた専門人材を育成します。
 - (エ) 学生がグローバルな視点や起業家マインドを涵養する機会を創出します。

教育方針2 多様なニーズに対応したきめ細かな教育と支援の展開

主な施策の方向性(4) 誰一人取り残さない多様性と包摂性のある教育の推進

施策項目① 特別支援教育の充実

- ◆ 施策で目指す姿
 - ・ 子どもは、障害の状態や特性、教育的ニーズに応じた専門的な指導や支援を受け、医療的ケアが必要な場合でも安心して学校生活を送りながら、自立と社会参加に向けた力を育てています。
 - ・ 教師は、研修等を通じて専門性を高め、医療機関等の関係機関と緊密に連携しながら、一人ひとりの子どもにも最適な教育を実践しています。
- ◆ 施策
 - (ア) 子どもたち一人ひとりに寄り添うための体制を強化し、インクルーシブ教育システムの理念に基づく教師の特別支援教育への専門性の向上を図ります。
 - (イ) 医療的ケアが必要な子どもや、通学に支援が必要な子どもが、安全・安心に学校生活を送れるための環境を整備します。
 - (ウ) 子どもたちの社会的自立を促します。

施策項目② 多様な学びの機会の確保

- ◆ 施策で目指す姿
 - ・ 子どもは、国籍、家庭環境といった様々な背景や不登校などの困難に関わらず、一人ひとりの状況に応じた多様な場で学びを継続したり学び直しをしたりしています。
 - ・ 子どもは、それぞれの状況に応じて校内で落ち着いて過ごすことができ、学校を楽しみ、行きたい場所、行きたい場所と感じています。
- ◆ 施策
 - (ア) 不登校など児童生徒の諸課題に対して、必要な支援を行います。
 - (イ) 日本語指導や生活適応指導などの充実を図り、外国人児童生徒の増加に対応します。
 - (ウ) 様々な理由により十分に義務教育の機会を得られなかった方などが、学ぶための夜間中学を設置します。

主な施策の方向性(5) 学校・家庭・地域で取り組む子どもの健やかな成長の支援

施策項目① いじめ防止対策の徹底と人権教育

- ◆ 施策で目指す姿
 - ・ 子どもは、いじめや偏見のない環境の中で、人権を尊重し、生命の大切さを理解し、互いを思いやる豊かな人間関係を築いています。
 - ・ 教師は、生徒指導や教育相談に関する専門性を高め、いじめの未然防止・早期発見に努め、組織的に対応しています。
- ◆ 施策
 - (ア) いじめやインターネット上のトラブルなど子どもたちを取り巻く喫緊の課題に対し、未然防止、早期発見・早期対応を徹底するための体制を強化します。
 - (イ) 教師の生徒指導の資質能力の向上と、学校現場を支える指導体制を整備します。
 - (ウ) いじめや偏見・差別をなくし、子どもたちがお互いに尊重し合う人間関係を築くための人権教育や道徳教育を推進します。

施策項目② 健康教育と食育の推進

- ◆ 施策で目指す姿
 - ・ 子どもは、運動に親しむ習慣を身につけるとともに、食に関する正しい知識に基づいて望ましい食生活を実践し、心身ともに健康な生活を送るための基礎を培っています。
- ◆ 施策
 - (ア) 運動やスポーツを通じて健やかな体と、多様性を認め合う豊かな心を育む取り組みを推進します。
 - (イ) 自身の健康を生徒にわたって維持・増進するための食育や、危険から身を守るための健康安全教育を推進します。

施策項目③ 読書活動の推進

- ◆ 施策で目指す姿
 - ・ 子どもは、充実した読書環境の中で、自主的に本に親しみ、読書の楽しさを知ること、豊かな感性や思考力、想像力を育んでいます。
- ◆ 施策
 - (ア) 子どもの自主的な読書活動を推進するとともに、家庭・地域との連携や学校図書館の機能充実などを図り、誰もが本に親しめる読書環境の整備を推進します。

施策項目④ 家庭教育への支援

- ◆ 施策で目指す姿
 - ・ 保護者は、子育てに関する悩みや不安を気軽に相談でき、必要な情報や支援を得られることで、安心して家庭教育を行っています。
 - ・ 子どもは、家庭の様々な事情に関わらず、十分に学んでいます。
- ◆ 施策
 - (ア) 保護者が子育ての悩みを共有し学び合う機会を設けるとともに、子育てに関する情報を提供することにより、家庭教育を支援します。
 - (イ) 子どもや保護者が抱える心の悩みや、福祉的な課題に早期に対応するため、専門的な人材を活用したきめ細かな相談支援体制を整備します。
 - (ウ) 意欲と能力がある生徒が、経済的な理由で学業の継続を断念することのないよう、多様な経済的支援制度を整備し、教育の機会均等を保障します。

施策項目⑤ 児童生徒の安全の確保

- ◆ 施策で目指す姿
 - ・ 子どもは、自らの安全を守るための知識と能力を身につけ、犯罪や災害、交通事故等から守られた安全な環境で安心して学校生活を送っています。
- ◆ 施策
 - (ア) 地域の協力を得て児童生徒の登下校時の安全対策を推進します。

教育方針3 子どもたちの学びを支える教育環境を構築

主な施策の方向性 (6)

学校の特色と魅力を高め、

安全で快適に学べる学校づくり

施策項目① 魅力ある県立学校づくりと魅力の発信

◆施策で目指す姿

- ・ 県立高等学校では、社会の変化や生徒のニーズを踏まえ、それぞれのスクール・ポリシーに基づいた特色ある教育活動を展開し、子どもたちは、それぞれの目標に向かって充実した学校生活を送っています。

- ・ 中学生は、各高等学校の特色や魅力を十分に理解した上で、自らの興味・関心や将来の夢に応じて主体的に進路を選択し、未来を切り拓く力を育んでいます。

◆施策

- (ア) 国の高校教育改革の動向を視野に入れつつ、将来においても高校生が未来を切り拓き、夢を叶えることができるよう「新時代とやまハイスクール構想」を進めます。

- (イ) スクール・ポリシーを基にこれまでの各県立高等学校の取組みの実績を活かしつつ、魅力ある学校づくりを推進し、その魅力を発信します。

施策項目② 学校のICT環境の整備

◆施策で目指す姿

- ・ 子どもは、整備されたICT環境のもと、1人1台端末を日常的に活用し、個別最適な学びや協働的な学びを深め、情報活用能力を身につけています。

- ・ 教師は、ICTを効果的に活用した質の高い授業を実践しています。

◆施策

- (ア) ICTを日常的に活用した学びを推進するため、学校のICT環境を整備するとともに、学習活動に即した円滑な利用の仕組みを充実します。

- (イ) ICTを活用した授業により、児童生徒の情報モラルやメディアリテラシーを含む情報活用能力など、学習の基盤となる資質・能力を育成するとともに、教育活動の質が高まるよう教師のICTや生成AIの活用指導力の向上や校務のデジタル化を支援します。

主な施策の方向性 (7)

教師が意欲と能力を高め、子どもと向き合える環境づくり

施策項目① 学校における働き方改革の推進

◆施策で目指す姿

- ・ 子どもは、教師がゆとりを持って一人ひとりと向き合うことで、安心して学校生活を送っています。
- ・ 教師は、心身ともに健康で、自らの資質能力を高めるための時間を確保しています。

◆施策

- (ア) 学校における多忙化の解消のため、教師の業務を切り分け、外部人材の活用や教育DXの展開など業務の効率化と質の向上を一体的に推進するとともに、教師のメンタルヘルスケアや健康管理を支援します。

- (イ) 複雑化・多様化する教育課題に対応するため、専門的な知識や技能を持つ外部人材を積極的に活用します。

- (ウ) すべての子どもに目が行き届き、質の高い教育環境を整備するために、必要な教職員定数の確保や適正な配置を進めます。

施策項目③ 学校の施設・設備の整備の充実

◆施策で目指す姿

- ・ 子どもは、安全・安心で快適な教育環境の中で、学習しています。

- ・ 学校では、施設の空調整備が進んで熱中症対策が強化されており、災害時には地域の避難所としての防災機能が強化されています。

◆施策

- (ア) 誰もが安全・安心で快適な教育を受けられる環境を確保するため、県立学校の持続可能な教育環境の整備を計画的に進めます。

- (イ) 災害時の避難所としても活用できるよう、防災機能強化を推進するとともに、県内における相互支援体制の構築を進めます。

施策項目② 教師の資質能力の向上

◆施策で目指す姿

- ・ 教師は、研修を通じて常に専門性と指導力を高め、社会の変化に対応した質の高い教育を実践しています。

- ・ 教師は、安全・安心な勤務環境のもと、お互いに学び合い、より高め合う関係を築いており、組織として教育力を向上させています。

- ・ 子どもは、高い専門性と豊かな人間性を備えた教師から質の高い授業を受けています。

◆施策

- (ア) 教師一人ひとりがキャリアの各段階で求められる資質能力を確実に身につけられるよう、体系的な研修を充実するほか、熟達した教師がもつノウハウの伝承を通じて実践的指導力を高めるなど、探究心を持ちつつ、自律的に学ぶ機会を充実させます。

- (イ) 教師の自主的な学びを支援し、大学等への教師の派遣や大学との連携協力を推進することで、より高度な実践的指導力を備えた、学校現場の核となる教師を養成します。

- (ウ) 指導者の専門性と危機管理能力の向上を図るための研修を実施します。

施策項目③ これからの教育を担う教員の確保

◆施策で目指す姿

- ・ 教員を目指す人材は、高い志と情熱を持って富山県の教員となることを目指しています。

- ・ 新規採用教員は、採用前から質の高い研修を受けており、自信と意欲を持って教壇に立っています。

◆施策

- (ア) 中学生から社会人まで幅広く教員の魅力を発信するなど、積極的な広報活動を展開し、将来の教育を担う教員の確保を図るとともに、採用後に自信をもって活躍できるよう、採用前研修を実施します。

教育方針4 社会の持続的発展に向けて学ぶことのできる機会の提供

主な施策の方向性（8）

スポーツや文化芸術に親しむ機会の充実

施策項目① 部活動等を行う環境の整備

◆施策で目指す姿

- ・生徒は学校や地域において、高い専門性を持つ指導者のもとでスポーツや文化芸術活動に継続して取り組む、自らの可能性を伸ばしています。
- ・地域社会では、地域のスポーツクラブや文化団体等が学校と連携し、子どもたちの活動を支える持続可能な環境が構築されています。

◆施策

- (ア) 市町村が取り組む中学校部活動の地域展開を支援するとともに、児童生徒がスポーツや文化芸術に親しむ機会の充実を図ります。

施策項目② スポーツの振興

◆施策で目指す姿

- ・すべての県民は、年齢や障害の有無にかかわらず、身近な場所でスポーツに親しみ、健康で活力ある生活を送っています。
- ◆施策
(ア) 誰もがスポーツに親しむことができる環境を整備するとともに、大規模イベントから身近な地域での活動まで、多様なスポーツ機会を創出します。
- (イ) 本県を代表するアスリートが、国民スポーツ大会や国際大会等の大舞台で最高のパフォーマンスを発揮できるよう、計画的な育成・強化体制を構築します。
- (ウ) 県民の活発なスポーツ活動を持続可能なものとするため、指導者の確保・育成、市町村との連携、スポーツ団体への支援を行います。

主な施策の方向性（9）

生涯にわたる多様な学びの推進

施策項目① 生涯学習の充実

◆施策で目指す姿

- ・県民は、人生100年時代を見据え、自らのニーズに応じた学習を主体的に行い、その成果を活かして豊かな人生を築いています。

◆施策

- (ア) 個人の興味・関心を深め教養を高める学びや、変化する社会に対応するためのリカレント教育やスキルアップ・リスキリングなど、県民のライフステージや目的に応じた多様な学習機会を提供します。
- (イ) 誰もが主体的に学習に取り組めるよう、生涯学習・社会教育を支える環境を整備します。

施策項目③ 文化芸術の振興

◆施策で目指す姿

- ・多くの県民が美術館等を訪れ、文化芸術に親しんでいます。
- ◆施策
(ア) 美術館、博物館でのワークショップや学校等における音楽鑑賞など、子どもが文化芸術に触れ親しむ機会を拡充します。
- (イ) 美術館、博物館や文化ホールなど県民に身近なところで、誰もが美術や文学、音楽、演劇など、多彩で質の高い文化芸術に親しむことのできる機会の充実に図ります。

施策項目④ 伝統文化の保存・継承

◆施策で目指す姿

- ・すべての県民は、地域の宝である文化財や伝統文化の価値を深く理解し、その保存と継承活動に主体的に関わることで、郷土への誇りと愛着を育んでいます。
- ◆施策
(ア) 地域資源の価値を高めて新しい魅力の創造につなげるため、郷土の文化財や遺跡をはじめとした伝統文化の保存と継承、発展を図ります。

主な施策の方向性（10）

地域に学び地域の創生につながる活動の推進

施策項目① 地域とともに取り組む活動の推進

◆施策で目指す姿

- ・子どもは、学校だけでなく地域社会からも見守られていることを実感し、地域への愛着や人とのつながりを深めています。
- ・県民は、子どもを育てる当事者として地域を通して教育に積極的に関わり、地域全体で子どもを見守り、家庭での子育てを支えています。

◆施策

- (ア) 地域の人材や資源を活用した教育活動を展開するとともに、地域全体で子どもたちを育む体制を構築します。

施策項目② ふるさと教育の推進

◆施策で目指す姿

- ・子どもは、郷土への誇りと愛着を持って、将来の富山県を支える意欲を育んでいます。

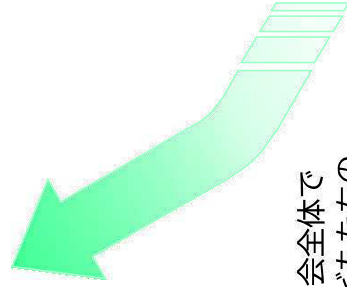
◆施策

- (ア) 富山の自然環境を学びのフィールドとし、科学的な探究心や自然を尊重する心を育むとともに、安全で快適な体験活動の場を提供します。
- (イ) 小中高の各段階に応じた教材の活用などを通じて、ふるさと富山の歴史や先人の営みへの興味・関心を高め、ふるさとへの愛着を育みます。
- (ウ) 高志の国文学館を中心に、誰もが気軽に「ふるさと文学」に親しみ、学ぶことができる機会を提供します。
- (エ) 多様な文化財の調査や、貴重な歴史資料のデジタル化を進めます。

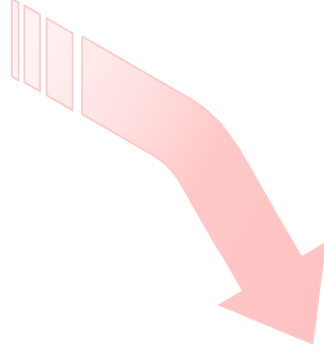
県民と教育大綱とのかかわり（ライフステージからみた体系のイメージ）

施策で目指す姿 ※数字は関連する「主な施策の方向性」の番号を示す

| ライフステージ | | | |
|--|---|--|--|
| 小学生まで | 中学生 | 高校生 | 社会で |
| <ul style="list-style-type: none"> 基礎学力を定着させ、自ら考え取り組む力をつけている。(1) 運動習慣や正しい食生活を身に付け、心身ともに健康な生活を過ごしている。(5) 読書に親しみ、感性や思考力、想像力を育んでいる。(5) 地域から見守られ、地域への愛着や人とのつながりを深めている。(10) | <ul style="list-style-type: none"> 主体的に社会に参画する能力と当事者意識を身につけている。(2) 高校の魅力を理解し、幅広い選択肢から主体的に進路を選択している。(3)(6) 専門的な指導者のもとでスポーツや文化活動に継続して取り組んでいる。(8) 郷土への誇りと愛着を持ち、将来の富山県を支える意欲を育んでいる。(10) | <ul style="list-style-type: none"> グローバルな視野を持って国際社会で活躍する意欲を持っている。(1) 家庭の経済状況に関わらず、希望や適性に応じて進路を選択している。(2) 主体的に進路を選択して生涯にわたり、キャリアを築く力を身につけている。(2) 魅力や特色ある教育を受け、目標に向かって充実した学校生活を送っている。(6) | <ul style="list-style-type: none"> 自らのニーズに応じて主体的に学び、豊かな人生を築いている。(9) 身近でスポーツに親しみ、健康で活力ある生活を送っている。(8) 文化芸術施設を訪れ、芸術に親しんでいる。(8) 文化財や伝統文化の保存・継承に関わり、郷土への誇りと愛着を育んでいる。(8) |
| <ul style="list-style-type: none"> 学校では子どもが知的好奇心を満たし学力や個性を伸ばしている。(1) 障害や特性に応じた支援を受け、安心して学校生活を送っている。(4) 個々の状況に応じた場で学びの継続や学び直しをしている。(4) 学校で落ち着いて過ごし、学校を楽しく行きたい場所だと感じている。(5) いじめのない環境で、思いやりのある人間関係を築いている。(5) 安全に守られた環境で安心して学校生活を送っている。(6) ICT端末を日常的に活用し、学びを深めている。(7) 教師がゆとりをもって子どもと向き合っている。(7) 高い専門性を備えた教師から質の高い授業を受けている。(7) | <ul style="list-style-type: none"> 保護者は気軽に相談や支援を得られ、安心して家庭教育を行っている。(5) 家庭の事情に関わらず、子どもは十分に学ぶことができている。(5) | <ul style="list-style-type: none"> 専門的な教育を受け、高度な知識と実践力を身につけている。(3) 大学等が人材育成やイノベーション創出の拠点となり、社会の発展と、未来への希望を実感できている。(3) | |



社会全体で
子どもたちの
成長を支える



保護者

- ・保護者は気軽に相談や支援を得られ、安心して家庭教育を行っている。(5)
- ・家庭の事情に関わらず、子どもは十分に学ぶことができている。(5)

地域

- ・地域のスポーツクラブや文化団体が学校と連携し、子どもの活動を支えている。(8)
- ・地域全体で子どもを見守り、家庭での子育てを支えている。(10)

教師

- ・進路指導等の専門性を高め、質の高いキャリア教育を実践している。(2)
- ・特別支援教育の専門性を高め、一人ひとりに最適な教育を実践している。(4)
- ・生徒指導等の専門性を高め、組織的にいじめの未然防止や対応を行っている。(5)
- ・ICTを効果的に活用し、質の高い授業を実践している。(6)
- ・心身ともに健康で、資質能力を高める時間を確保している。(7)
- ・研修によって自らの専門性を高め、社会変化に対応した質の高い教育を実践している。(7)
- ・互いに学び合い、組織として教育力を向上させている。(7)
- ・教員の志望者は高い志と情熱を持って富山県の教員を目指している。(7)
- ・新規採用教員は事前の研修により、自信と意欲を持って指導にあたっている。(7)